

2019年9月10日

船主協会 企画部

## パナマ運河庁通航料金改定に対する日本船主協会コメント

ご承知の通り、パナマ運河庁(ACP)は9月6日付で、2020年1月1日に実施を予定していた通航料金改定に関し、海運業界からの要請を受け、主な改定<sup>\*1</sup>実施時期を20年4月1日に延期の上、一部船種(新閘門通航(Neopanamax)自動車船・RORO船)に関する値上げ幅を圧縮(15%→12%)すること等が最終決定された旨を公表しました。

これに対する当協会コメントは以下の通りですのでお知らせ致します。

-----

日本船主協会として、ICS<sup>\*2</sup>、ASA<sup>\*3</sup>等とも一丸となって要請を行った料金改定時期の問題に関し、ACPおよびパナマ政府が海運業界の強い懸念を考慮し、当初提案のIMOのSOx規制強化(2020年1月)と同時施行を再考、3ヶ月延期し2020年4月施行としたことは、結果として10ヶ月前予告の実現(当協会は12ヶ月前予告の実施を要請)であり、評価したい。日本においては年間輸送契約が4月に更改されるものも多く、運河利用者のニーズに応えた対応に謝意を表する。

また、Neopanamax自動車船・RORO船に関する値上げ幅の圧縮についても、先般のパナマでの公聴会で当協会代表(中島副会長)が特に要請した部分であり、圧縮幅(15→12%)は小さいものではあるが、前向きに評価したい。

一方でドライバルク、タンカー、LPG/LNG船の値上げについて、船社経済が依然厳しい状況の下、運河の競争力のみ観点から概ね5~15%の値上げが原案通り実施されることは遺憾であり、運河利用者とACPがwin-winの関係を続ける見地から、今後の料金改定に際しては、利用者意見がより広く反映されることを希望する。

今般の改定全般を通じ、当協会からの要望に対し、ACPから、最終的に受け入れられなかった事項に対しても丁寧な検討結果の説明があり、当協会/ACP間の対話の積み重ねにより相互理解を図る土壌が確立されたものと認識する。一方、運河を国の資産として通航料収入の国庫への貢献最大化を図りたいとするACPと、運河は世界貿易を支える国際社会の重要なインフラとして長期安定的な料金を志向する当協会の立ち位置の相違があることは否めない。

当協会とACPはこれまで10年以上に亘り概ね年1回以上の対話を維持しており、特に2017年11月以降はこれを正式な定期対話と位置付け、国土交通省のご参加も得て年1回以上の対話を重ねている。今後もこうした対話を通じ、通航料金問題をはじめ運河運営・船舶通峡双方の効率化や安全問題等幅広い問題に関しACPとの相互理解・信頼関係を更に強固にしていく

こととしている。次回対話は9月5日就任したバスケス新長官を迎え、11月に東京で開催する予定である。

なお、今回の料金改定に伴うパブリックコメント期間はパナマ法令に従い1ヶ月間であったと理解するが、意見書提出までの十分な準備や、顧客や関係団体等との意見調整に要する時間を考慮すれば、今後はより長いコメント期間が確保されるよう要請していきたい。

最後にこの機会を捉え、これまでの当協会とACPの関係の構築を後押し頂いた国土交通省をはじめとする日本政府、在パナマ日本国大使館、在日本パナマ国大使館の関係各位に深く御礼申し上げるとともに、引き続きのご助力をお願い申し上げます。

2019年9月10日  
(一社)日本船主協会

-----

\*1 超大手コンテナ船社に対する大口割引拡大、小型船の新通航料等については、原提案通り、2020年1月1日に施行される。また、現地観光船向けの新通航料については2020年5月1日に施行される。

\*2 ICS : International Chamber of Shipping (国際海運会議所)

各国船主協会を会員として1921年に設立された組織で、本部をロンドンに置く。当協会は1957年4月に加盟。2019年7月1日時点で35カ国・地域の36船主協会が加盟、世界商船船腹の80%以上を代表しているとされる。IMOやILO等の国際機関等において海運業界を代表する組織として活動している。

\*3 ASA : Asian Shipowners' Association (アジア船主協会)

アジア地域の船主間の相互信頼と協力関係の育成を目的として、1992年に当協会の提唱により設立。本部をシンガポールに置く。8カ国・地域の船主協会が構成される。

以上